

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
(1) 地域における子育て支援			
①地域における子育て支援サービスの充実 ＜地域子育て支援センター事業の充実＞ ・交流の場の提供や子育て不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を行うため地域子育て支援センター事業を、公立と私立の保育所各1か所で実施しています。子育てに関する様々なニーズに対応するため、保育所、幼稚園、保健所、病院などの子育て関連施設のサービス内容を把握し、必要に応じて効果的に組み合わせて情報提供できるよう、地域でのコーディネーター機能を強化します。また、交流の場の提供や子育て不安等についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援を担うため、地域の中核として活動を行い、地域への出前保育等の充実も図っていきます。	68	公立と私立の各1ヶ所の保育所内にセンターを設置し (1) 育児不安等についての相談指導 (2) 子育てサークル等の育成・支援 (3) 家庭的保育を行う者への支援 等の目的のため、「赤ちゃん広場」「オープンスペース」「園庭開放」「子育て相談」の事業を行っています。	21年度からセンターを1ヶ所増設予定
＜一時保育等の充実＞ ・一時保育事業の充実 保護者の急用発生などの緊急時や週数日のパートタイム就労の非定型、また、育児ノイローゼ等の私的理由に対応する一時保育を現在保育所1か所で実施していますが、平成21年度までにさらに1か所整備することを目標にします。	68	20年度より保育所1ヶ所→2ヶ所 19年度 延 1,833人利用 20年度 延 2,027人利用	21年度より保育所2ヶ所→3ヶ所実施予定
・ショートステイ事業（子育て短期支援事業）の充実 保護者の疾病等の社会的理由により、一定期間の養育を行うショートステイを実施しています。現在市外の児童福祉施設4か所で実施していますが、過去の実績等から前期計画では制度の周知と利用の促進を図っていきます。		実施施設 4ヶ所→泉大津市・岸和田市・和泉市の児童養護施設5ヶ所で実施 19年度（延）34人・39日 20年度（延）44人・55日（2月現在）	保育所入所・家庭児童相談の中で利用の促進を進める。
・トワイライトステイ事業の実施 保護者の仕事等で帰宅が夜間になるなどの場合に児童福祉施設で一時的に児童を養育・保護するトワイライトステイ事業については、子育て家庭のニーズが多様化しており、意向調査の結果でも要望されているため、平成21年度までに2か所で実施することを目標にします。		岸和田市・和泉市の児童養護施設2ヶ所で実施	保育所入所・家庭児童相談の中で利用の促進を進める。
＜放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の拡充＞ ・保護者の労働等により昼間保育に欠ける児童を学校の空き教室を利用して、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）は、今後、社会情勢の動向等を把握しながら、開設時間等の拡充を図っていきます。	68	市内7校（9クラブ）で実施しており、平成18年度から、増加する要配慮児への対応及び指導員の指導・見守りを図るため、専門の非常勤嘱託員1名を配置しています。	指導員体制の充実 待機児童の解消 開設時間の延長
＜ファミリーサポートセンター事業の整備＞ ・地域における子育ての相互援助活動を行う会員制組織であるファミリーサポートセンター事業については、児童育成計画においても整備することが求められており、今後、家庭における育児支援や地域のなかで子育てを助け合う環境整備の必要性が増していくと考えられるため、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。	69	19年度の実績 保育施設の終了後の預かり 168件 保育施設までの送迎 15件 放課後児童クラブ終了後の預かり 61件 冠婚葬祭等の際の預かり 2件 買い物・外出時の預かり 12件 求職活動中の援助 14件 保護者の病気・急用の援助 6件 依頼会員99名、提供会員27名、両方会員6名（2月現在）	・会員数の増加に向けた周知 ・病児・病後児の預かり等に関するファミリーサポートセンター事業の拡充

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<つどいの広場事業の検討> ・主に乳幼児（0～3歳児）を持つ親と子どもが気楽に集い交流するとともに、子育て相談を行うつどいの広場事業については、核家族化の進行により世代間の育児知識・技術の伝承が十分行われなくなっており、地域での支えあいが必要とされているため、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。 ②保育サービス等の充実 <乳児保育等の充実> ・共働き家庭の増加や勤務形態の多様化によって産休明けの職場復帰や1年間の育児休業取得が困難な保護者など、0歳児保育についてのニーズ増大が予想されることから現在市内全ての保育所で低年齢児保育を実施していますが、将来の児童数等を勘案し、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。 <延長保育の充実> ・保育所では通常保育の終了後、延長して子どもを預かる延長保育を実施しています。現在保育所7か所で午後7時まで、1か所で午後9時までの延長を実施していますが、働く女性の増加や勤務形態の多様化により就労時間に対して多様なニーズが生まれていることから、平成21年度までに午後9時まで実施する保育所をさらに1か所整備することを目標にします。 <病後児保育の実施> ・病気回復期にあり、集団保育に適さない児童を預かり、子育てと就労の両立を支援する病後児保育については、意向調査の結果からもニーズの高まりがみられることから医療をはじめとする関係機関の協力のもと、専門職の配置や他児童への感染等に配慮した施設等の体制を整えます。平成21年度までに1か所整備することを目標にします。 <休日保育の実施> ・日曜日、祝日等の保育所での保育サービスについては、就労形態の多様化により両親ともに常勤しているケースもみられることから、平成21年度までに1か所整備することを目標にします。 <夜間保育事業> ・現在、市内保育所1か所で21時まで延長保育を実施していますが、その利用人数が少ないことから、22時を基本として開設する夜間保育事業については、今後利用者の動向やニーズを把握し、必要に応じて検討していきます。	69 69 69 69 70 70	子育て支援センターや各保育所における地域活動事業として取組みを進めています。 市内全ての保育所で低年齢児保育を実施しています。 市内保育所8か所において、午後7時までの延長保育を実施し、また、午後9時までの延長保育を1か所で実施しています。 保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の保育を実施するため、平成19年度から民間保育所3か所で病児・病後児保育（自園型）を実施しています。 市民のニーズ調査等により他の保育事業と総合的に検討する。 延長保育の延伸等による対応など多面的に対応を検討する。	19年度から「つどいの広場事業」から「子育て拠点事業（広場型）」に移行し、今後、子育て支援センターに含めて検討していきます。 乳児保育の実施について検討を進めていきます。 21年度から午後9時までの延長保育を1ヶ所→2ヶ所予定 21年度から3ヶ所→4ヶ所実施 市民ニーズの把握に努める。 市民ニーズの把握に努める。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<保育内容の評価> ・保育サービスの質の向上を図るため、保育施設における自己採点のための準備作業を進め、客観的な評価となる第三者評価の導入を目指します。	70	市内保育所3園で実施	評価結果の公表及び指導体制
※ 追加 〈保育所における子育て支援の充実〉 ・子どもを取り巻く環境は、少子・高齢化、女性の社会進出、家庭や地域の子育て機能の低下など、大きく変動しています。こうした環境の変化により一時保育、延長保育、休日保育、病後児保育などの保育ニーズも多様化してきており、こうしたニーズに対する保育サービスの充実がさらに求められています。また、障害児をはじめ増加傾向のある要配慮児が、集団保育のなかで生活することは子どもの発達に大きなプラスを生み、保護者の就労を支えるためにも大切なことです。 公民の役割として公立の保育所は、地域における子育て支援のセンター的役割や障害児保育事業を実施する役割などを担うものとし、また民間の保育所は、多様化する保育ニーズに効果的に、効率的な展開を行うなど、それぞれ役割を分担しながら保育サービスの提供を行うことが必要です。 以上のように、公民の役割分担や多様化する保育ニーズへの対応、また待機児童の解消などを総合的に検討して、公立保育所を民営化し、子育て支援の充実に取り組んでいきます。 ※ 追加 〈保育施設、設備の改善等〉 ・市内には、建築後相当の年数が経過し、老朽化が進み、また、設備についても建築当初に設置された設備を使用している保育所があります。このような保育所につきましては、保育施設の充実を図るため、施設・設備の改善について検討していきます。 また、耐震化につきましても、実施基準の検討がなされており、今後この基準に基づき計画的にすすめていきます。 ③地域における子育て支援のネットワークづくり <地域での子育て支援ネットワークの強化> ・多様化する子育ての不安やニーズに対して地域で幅広く支援するため、保健、医療、福祉に関する担当課や関係機関、子ども家庭サポーター、自治会、NPO、子育てサークル等と連携して各組織間や世代間の情報交流と自主的な活動の促進に努めます。また、子育て情報や支援が効果的に子育て家庭に届くよう、地域組織の実態把握に努め、子育て支援ネットワークとしての機構化の検討と効果的な情報発信を推進していきます。	70	子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌として「みんな子育てよう！高石っ子」を発行し、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。	連携機関を拡充し、情報内容等の充実を図る。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<子育ての仲間づくりの支援> ・子育てにかかる不安やストレス等の精神的負担を減らし、子どもの虐待や養育の放棄を予防するために、子育てに関する情報を交換したり、悩みごとを相談しあったりする仲間づくりを支援します。 ・現在保育所で実施している育児教室について、参加しやすい時間帯や場所などを工夫し、内容の充実を図ります。 ・子育てサークルについては、周知の徹底や活動支援を行います。 ・就労など社会活動をしている保護者が、参加しやすいネットワークの形成にも配慮します。 ・子育てボランティアとして子育てを終えた主婦などに働きかけ、子育てに関する助言や送迎等の支援を行うことにより、子育てをバックアップする活動やグループ等組織を支援していきます。 ※ 追加 ・親学習リーダー養成講座受講修了者による「子育て」、「親育ち」を実践し、地域のさまざまな集まりやグループで親と子の関係や子育てについての活動を支援している。 ④児童の健全育成 <健全育成の環境づくり> ・地域における関係団体をはじめとする多方面の連携のもとに、青少年街頭指導員活動や青少年健全育成活動など地域ぐるみで行う青少年指導育成活動を推進します。こうした活動の場として、関係各機関と連携を図りながら、空き教室等の提供など学校施設の活用について検討していきます。 ・子どもの成長を見守る意識を醸成するため、広報紙等を通じて高石っ子憲章の啓発や「子どもの顔をみんなで知る活動」、「一声声かけ運動」など子どもを見守る活動の実践に取組みます。 ・子どもが家庭や地域の愛情につつまれて健やかに育ち、社会的な道徳が形成されるように親も含めた道徳の向上と学校での道徳教育に努めます。 ※ 追加 ・地域の関係団体の協力を得て関係各機関との連携を図りながら「子ども元気広場事業」を実施に取り組んでいきます。 <人材育成> ・子どもの健全な育成や地域における子育てを支える活動に携わる子育てボランティア、カウンセラーやヘルパーを育成するため、野外活動やボランティア講座等の講習会などの実践に取り組みます。	70 71 71	子育て支援課、教育指導課、総合保健センター、NPO等が連携を図り、子育て支援情報誌として「みんなで育てよう！高石っ子」を発行し、親子で楽しむ遊び場所や子育てサークル、相談機関などの情報を提供しています。 継続して行っている。 19年度1小学校で実施、20年度で3小学校で新設予定（計4ヶ所）。	連携機関を拡充し、情報内容等の充実を図る。 継続した支援を行っていく。 21年度、3小学校で新設し、合計7小学校で実施予定

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
⑤世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスの推進 <世代間交流の促進> ・子どもと高齢者の間の交流を中心とした世代間交流を促進するため、 <u>介護保険施設と児童施設の交流等</u> の取組みを引き続き実施していきます。また、NPO等と地域の関わりを積極的に支援していきます。 ・小・中学校と保育所、幼稚園との交流の促進など、子どもの異年齢交流の機会の拡大を図ります。こうした異年齢交流を通じて、子どもを地域の一員として認識し、地域ぐるみで子育てを支える意識向上につなげていきます。 <幼稚園や学校の地域開放> ・子どもの健全育成につなげるため、校庭や園庭等の開放など幼稚園や学校の施設を活用した取組みについて、機会の拡大など事業の実施を図ります。	71	保育所の子どもと老人福祉施設の高齢者が相互に訪問し、季節的行事・劇・手作り玩具などをして世代間交流を図っています。	世代間交流の促進と拡充を図っていく。
	71	公立幼稚園の親子見学会の実施（6園） 地域の1～3歳児を対象に親子見学会を実施、それぞれの園区の幼稚園で未就園児と保護者が在園児の行事に参加し交流を図っています。保護者間の子育ての輪が広がり、地域に根づいています。	今後も継続していく。
	73	従来通りの体制で、健診に従事するスタッフの1人1人の意識を高め、事後のフォローにうまくつながるよう努めている。対応に迷うケースには、カンファレンスにおいて、検討し一定の対応ができるように調整している。 19年度実績 4ヶ月 545人 1歳7ヶ月 555人 3歳6ヶ月 608人	今後も継続していく。
	73	健康診査を平成20年4月から3回一部公費負担している。妊娠届出時に妊婦訪問を希望するに○をつけた妊婦には後日電話にて確認し、助産師または保健師が訪問している。 泉大津市立病院からはハイリスク妊婦についての情報提供があり、フォローできているが、他の産科との連携に乏しくフォローできているケースは少ない。 19年度実績 妊婦健診548人 訪問指導 70人	妊婦健康診査を平成21年4月から回数増加を検討。 妊婦訪問は今後も継続していく。 高石市内の産科と連携できるように考えていきたい。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<出産前教育の充実> ・妊娠、出産、子育てに関する正しい知識の普及と妊産婦の交流を図るため、「パパ・ママ学級」の内容充実や開催日の工夫などにより、出産前教育の充実に努めます。 ・「パパ・ママ学級」へ妊産婦だけでなく父親の積極的な参加を促進します。 <相談と情報提供の充実> ・乳幼児の日々の食事や病気などに関する親の疑問や不安の解消に役立つよう、乳幼児相談についての相談事業の充実を検討するとともに、保育所、幼稚園との連携を推進します。 ・病気や事故の最新事例紹介など、乳幼児の生活に関する情報提供の充実を図ります。 ・正しい生活習慣やその他の健康情報を行政、民間も含めた母子を取り囲む様々な角度から受け手の価値観や望ましい行動が取れるような環境に合わせて発信することを検討します。 <発達・成長過程に応じた健康教育等の支援> ・子どものころに培った生活習慣は生涯を通じて日々の生活の中に表れることから乳幼児期、学童期における連続的な発達の支援及び健康教育を総合保健センター、小・中学校、幼稚園、保育所などと連携して行い、正しい健康情報に基づいた子どもの健全育成を推進します。 ②食育の推進 <「食育」推進ネットワーク等の検討> ・学童期以降の食育推進は総合保健センターでは困難なことが多いので、<u>生活改善協議会</u>を支援し、ふれあい親子クッキング（小学生と保護者を対象）を開催しています。また、フリー活動栄養士会は小学生高学年を対象にパワフルキッズクラブを開催し、食育に取り組んでいるので、これらと連携を図ることができれば小学生までの食育のネットワークの構築が可能であると考えています。 <学校等における食育の推進> ・子ども時代の食生活の乱れは、現在はもちろん、将来の健康にも影響を与え、心の健全な発達の上でも食生活が重要な意味をもっています。食育の取組みは就学以前の段階から取組むのがより効果的であることから、今後は、幼稚園や保育所において、食育紙芝居や保健所の食育媒体を利用して食育の推進を行うとともに、小学校における栄養教諭の創設を念頭におきながら各学校において食育に取り組んでいきます。	73 73 74 74 74	チラシ（妊婦教室）を郵送することにより、参加者が少し増えた。平成18年から日曜開催を実施している。 19年度実績 母親160人 父親 24人 市内3カ所（センター、デージー、とろし）で実施しています。 19年度実績 乳児相談382人 幼児相談210人 乳幼児の事故防止については、乳幼児健診の際にチラシ配布、4ヶ月健診では事故防止の話を実施しています。 「みんなで育てよう高石っ子」の充実につとめています。 新生児家庭の訪問を実施し、相談に応じたり、助言を行う。 パパ・ママがつくるこどもの4か条を推進しています。 第1条 知っておこう、寝るのは8時、遅くても9時 第2条 朝食にも野菜を食べよう 第3条 テレビデビューは2歳から、長くても1日2時間までにしよう 第4条 1日1回外遊び体と心を育てよう 親子クッキング 平成18年 大人 9人 小人17人 平成19年 大人14人 小人23人 パワフルキッズクラブ 平成18年 小人30人 平成19年 小人30人 P T A料理教室 平成19年 27人 今年度、新たに栄養教諭の免許を取得予定 「早寝早起き朝ごはん」などをテーマに児童・生徒自身が生活習慣を見直すことができるよう、啓発に取り組んでいる。 食育全体計画の策定（全小学校）	日曜開催（年2回）を継続していく。 今後、毎年他の栄養職員も取得予定 今後とも、取り組んでいく。 今後は中学校でも策定をめざし取り組んでいく

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
③思春期保健対策の充実 <母子保健と学校保健の連携> ・小学校教育研究会等へ保健師が出席し、情報交換と連携の強化に努めていきます。今後学校における健康教育の充実に向けて情報提供を積極的に行っていきます。	74		
④小児救急医療体制の充実 小児救急医療体制について、初期救急医療は高石市立診療センターにおいて休日診療を実施し、また二次救急医療は、泉州医療圏における病院の輪番による二次救急医療体制を整備し、対応を図っています。しかし、救急医療に従事する小児科医の不足等により、夜間帯の専門医の確保が難しくなっていることが、泉州医療圏における共通の課題になっています。そこで、現在、泉州医療圏において大阪府の小児救急広域連携促進事業を活用し、各市が設置している休日・夜間急病診療所を広域センター化又は小児救急拠点病院の整備を図り、各市が協力して広域的なエリアをカバーする診療体制の確保を検討していきます。	75	泉州医療圏の内、泉州北部地域（高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町）では、小児の初期救急を充実させるため、5市1町で医療協議会を設け、新たに岸和田メディカルセンター内に泉州北部小児初期救急広域センターを平成18年11月から開設しています。	
（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備			
①次代の親の育成 <道徳教育の推進> ・学校では人権教育の一環をして男女共生教育や性教育を行い、道徳教育を推進します。また、子どもの道徳の形成に地域全体で配慮していきます。	76	小・中学校とともに全体計画・年間指導計画を作成し、発達段階に応じた指導の内容の充実に取り組んでいる。特に「読み物資料」を使った道徳教育の進め方について、「高石市道徳研修会」を計6回開催し、道徳の授業力向上に努めた。大阪府教育センターの「授業力向上プロジェクト」と連携している。	今後も推進し、発展した取り組みを行なっていく。
<乳幼児とのふれあう機会の充実> ・中・高生が乳幼児と触れ合う体験のなかで子育てに関する意義や大切を理解し、次代を担う子どもとして成長できるよう地域の幼稚園、保育所と連携し、乳幼児とふれあう機会の充実に努めます。また、ふれあい活動に関して子ども同士のトラブルや通行中の事故等が発生しないように配慮します。	76	職場体験や中学生の保育体験（幼稚園）を行なっている	今後とも、取り組んでいく。
②就労意識の啓発、情報発信 <就業感や勤労観の育成> ・社会全体の働き方の変化により児童の職業観や就労間にも変化がみられます。それらの望ましい形成のために小・中学校を通じて計画性のあるキャリア教育の実施を検討します。	76	これまでに、中学校において、中学校第2学年時の職場体験学習を核とした、キャリア教育の3年間のカリキュラムを構築してきた。また、本年度は大阪府からの資料を活用し、小学校からのキャリア教育も導入し、9年間を系統だった指導体制を図っている。	小学校との連携体制をさらに整備し、小・中の9年間を系統だったキャリア教育を進めていく。
<総合学習等を活用した職業人講話> ・地域で実際に働く人に総合学習等へ参加してもらい、働く意義や日々の思い、体験談等の生の声から児童・生徒の就職に対する社会性を養うとともに、地域産業への理解をすすめます。	76	市内中学校の1中学校で実施。 キャリア教育の一環としてプログラム化	実施していない2中学校でも推進・実施の方向で取り組んでいく。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<情報発信> ・平成16年度9月に設置した就労支援センターにおいて地域に密着した情報提供を実施していきます。 <若年者の就業観意識の把握> ・平成16年度8市4町の広域で若年者の就業観意識調査を行い、現在の若年者の考え方などを分析することで多様化する若者の就業観の把握に努めます。 ③安全等に配慮した教育環境の整備 <災害に強い教育施設の整備> ・国の補助事業等を今後も活用し、子どもの安全な教育環境の整備のため災害に強い施設の整備を検討していきます。また、災害時地域住民の安全な避難場所としての役割を担うため、改修にあたっては学校の児童・生徒の安全にとどまらず、地域の安全に十分配慮した施設整備を行います。 <良質な教育環境の整備> ・良質な学習環境が子どもの学習意欲の向上に寄与することから、特別教室の器具や機材、また、楽器等の整備をすすめていきます。また、社会の変化に迅速に対応できる子どもを育成するためコンピュータ等の次代に適応した設備の整備にも努め、円滑な授業の推進に努めます。 ④子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備 <確かな学力の向上> ・学校への外部人材の積極的投入 ・学力向上フロンティアスクール事業 ・指導方法の工夫・改善。体験的活動を重視した総合的な学習 <豊かな心の育成> ・全教育活動を通じた心の教育の推進 ・体験的活動を重視した総合的な学習	76 76 77 77 77 77	市内にお住まいで障害をお持ちの方、中高齢者や母子家庭の母親など働く意欲を持ちながら就労が困難な方を対象に、雇用就労への支援を行うため、専門的就労支援コーディネーターによる相談事業を行い、相談者一人ひとりに応じた助言、提案をし、各就労支援関係施設の紹介、就労に役立つ講座の開催や求人情報の提供を行っております。 阪南地域の若年者の職業観意識等把握調査を実施し、平成17年3月に報告書のまとめた。 27年度までに全ての学校施設について耐震化工事を完了するとしていましたが、20年6月に地震防災対策特別措置法改正法が成立したことにより、耐震補強工事を前倒し実施すべく「第2次高石市学校教育施設耐震化計画」を策定し、20年8月に屋内運動場1棟実施、10棟も実施予定としております。 小・中学校ともに、平成17年度9月に新規コンピュータ43台を配置し、時代に即したソフトの導入を図り、円滑な授業の推進を行なっている。 学校への外部人材を積極的に投入していく。 確かな学力向上のためのまなび舎事業の活用。 少人数指導、習熟度別指導を交えながら指導方法の工夫・改善を継続的に推進している。 体験的活動を重視した総合的な学習を各校継続的実施 道徳の時間を要として、学校における教育活動全体を通じてお互いの思いを伝え合い、あたたかい人間関係を築くことができるよう校内美化やあいさつ運動などに取り組んでいる。	今後もしも就労困難者が一人でも就労に結びつけるようコーディネーターを中心に就労支援を行っていく。 今後も「勤労市民ニュースたかいし」を通じ、啓発に努める。 20年度に耐震化第2次診断を実施し、その診断結果に基づく優先度により耐震化補強工事を前倒し実施します。 また、残りの施設についても、21年度に「第3次高石市学校教育施設耐震化計画」を策定し、できる限り計画期間を短縮して実施し、耐震化100%早期達成の実現を目指します。 良質な学習環境の整備充実を図っていく。 まなび舎事業が本年度より開始し、より成果が得られるよう教員と外部人材との連携作業を進める。 人材派遣の体制づくりに努力している。 少人数授業の授業を公開して、指導方法の工夫改善の交流を実施していく。 基礎基本の徹底を図るために漢字・計算を中心に反復学習に取り組む。 今後も引き続き取り組んでいく。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<健やかな体の育成> ・小学校において「げんきアップノート」・「おおさかキッズパスポート」の活用 <信頼される学校づくり> ・学校評議員制度 ・学校教育自己診断の実施 ・教員の資質向上 <幼児教育の充実> ・幼稚園と保育所、小学校等との交流や連携 ⑤家庭や地域の教育力の向上 <家庭教育への支援の充実> 家庭は子どもの成長にとって大きな役割を担うものであるが、近年、家庭におけるしつけの不足、親子のふれあいや信頼関係の不足が指摘されています。このため、家庭の重要性や役割を認識するため、保護者対象の子育て支援の後援会の実施やPATだより等による広報啓発活動の充実に努めるとともに、家庭教育学級の充実や学校、家庭、福祉部局等とのネットワークの構築に努めます。 <地域の教育力の充実> ・各中学校区のすこやかネットの進化、充実 <スポーツ・レクリエーションの環境づくり> ・子どもの心と体の成長の場として、各種スポーツ教室やキャンプ、野外でのレクリエーション、バイキング、農業体験といった自然活動について、メニューの充実を図りながら引き続き実施します。	77 77 78 78 78 78	教育活動全体を通じて、組織的・計画的な健康教育の取組を推進している。 学校評議員は平成17年4月より本格実施学校教育自己診断等を活用するなどして意見を交換し、成果や課題を共有しながら課題の解決等に向けての話し合いの機会を持っている。「子どもを理解するための研修」、「授業力を向上するための研修」「人権尊重に向けての研修」等、積極的に取り組み、教員の資質の向上に努めている。 園児、児童、生徒の交流会を積極的に行なっている。 幼稚園教員の全体研修会の実施 幼・小・中教員の合同研修会の実施（夏季休業中） 統一日による小学校見学会の実施（全新就学児を対象に実施） 保育研究講座の実施（3市1町での研究発表） リーディングスタッフや臨床心理士による巡回相談の実施 すこやかネットが中心となった「フェスティバル」が各校で実施されています。 すこやかネットが中心となった「フェスティバル」が各校で実施されています。 すこやかネットが中心となった「フェスティバル」が各校で実施されています。	今後も引き続き取り組んでいく。 学校教育自己診断の結果を活用し、学校評議員の意見を参考にしながら、教員の資質の向上をはじめとする種々の課題解決に向け努力する。 今後も引き続き行っていく。 今後も引き続き行っていく。 今後も引き続き行っていく。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進 <有害環境把握と対策> ・コンビニや書店への働きかけと有害街頭看板等の撤去活動などを通じて地域における有害環境の把握に努めます。また、情報セキュリティーの研修等を通じてインターネット上での有害情報対策について理解を深め、学校での有害環境対策にも努めます。	78		
(4) 子育てを支援する生活環境の整備 ①良質な居住環境の確保 <良質な住宅環境の整備> ・子育て世帯がゆとりある住環境のなかで安心して子育てができるよう、公営住宅の建替に際し妊産婦や子育て世帯にとって住みよい設備・機能等の整備を要望するなど、府や関係機関に対して働きかけていきます。	79	平成20年度は、地域住宅交付金を利用し、入居者の安心安全を確保するため、各住戸に自動火災警報器を設置した。	今後は、次世代に対応した地上デジタル放送等、住みよい設備・機能の整備・要望を、引続き働きかけていく。市営住宅を含む公的住宅や民間住宅への入居支援を図ると共に、子育てに適した設備と機能を備えたゆとりある面積を有する公的住宅等の整備を関係機関に対し働きかけいく。 民間賃貸住宅に関する情報提供や相談等、子育て世帯への支援をしていきたい。
②子ども等が安心・安全に通行することができる道路交通環境の整備 <安全な道路交通環境の整備> ・子どもや妊産婦が市内の道路を安全に通行できるよう、現在実施している段差、勾配の解消等の道路環境整備を引き続き進めていくとともに、歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備、その他用地買収を伴わない整備方法の検討を行います。 ・公安委員会と連携した総合的な対策の実施により外周幹線道路の車の流れを円滑にし、生活道路への流入を抑制することで子どもの安全な交通環境の確保に努めます。	79	交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。外周幹線道路につきましては、各道路管理者及び公安委員会と連携し整備中であります。	歩道の有効幅員が狭い所の整備方法を検討していきます。
<駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上> ・店舗等の荷さばき場及び駐車スペース等の整備を要望していきます。また、違法駐車を取り締まり強化を所轄警察と連携して推進します。	79	駐車場の整備につきましては、本市の「高石市開発指導要綱」により、住宅については一戸に一台、店舗・事務所については、営業面席等により必要台数以上を来客用、荷捌用として敷地内に確保するよう指導している。また、違法駐車につきましては、春秋の全国交通安全運動期間中に警察署・安全協会等と協力し、キャンペーン等を実施し強化しています。	引続き、指導の徹底と所轄警察及び安全協会等と連携し取締まりを強化していきます。
③安心して外出できる環境の整備 <子育てバリアフリー化> ・子どもと外出する際の利便性向上のため、公共施設や駅、スーパー等にベビーコーナーなどの設置を働きかけていきます。	79	交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。駅舎については、連立事業に併せて整備します。	駅から公共施設までの経路及び駅舎のバリアフリー化を各事業者と協議して進めていきます。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<公共施設の段差解消> 子どもやその親、妊産婦等市民が安全に移動できるよう、段差解消等生活環境改善工事を引き続き実施していきます。また、駅舎や駅前のバリアフリー化についても、「交通バリアフリー法」や先進都市の事例等も十分に研究し、市総合計画や地域福祉計画との整合性を図りながら、バリアフリーのまちづくりを進めていきます。 ④子どもが犯罪等の被害に遭わないための安心・安全まちづくり推進 <防犯灯の整備> ・地域の自治会とも今後防犯灯の設置、維持管理について協議するとともに、自治会未設置の地域についても検討を加え、明るく安心・安全なまちづくりの推進に努めます。	79	交通安全対策特別交付金を活用し、市内道路の段差解消や交通安全施設等を設置しています。駅舎については、連立事業に併せて整備します。	駅から公共施設までの経路及び駅舎のバリアフリー化を各事業者と協議して進めていきます。
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進 ①女性の就労支援と男性を含めた働き方の見直し等 <男性を含めた働き方の見直し> ・男女共同参画社会づくりの基本理念のもと、父親が子育てに積極的に参画する意識の啓発や子育てに関する情報提供などを進めています。 ・家庭における子どものしつけにおいて、父親の存在、役割が問われているなか、父親のしつけへの積極的な関わりなどを啓発していきます。 ・近年、就業形態が多様化する中で、生活時間や労働時間等について実態調査を行い、状況を把握し適切に対応する必要があります。また、労働者の労働条件の向上と権利保護のため、支援策を検討する必要があります。	80	自治会が実施する防犯灯の整備に対する助成事業として、設置補助（一灯につき上限一万円）、使用電気料金補助（1/2額補助）を行っているほか、各自治会に対し各戸の門灯の終夜点灯についての働きかけを行っている。また、住宅等の開発地区に対して、防犯灯設置の協議を行っています。	今後も安心・安全まちづくりの推進のため防犯灯整備補助を引き続き実施できるよう努めていきます。
	81	・「男女平等に関する市民意識調査」を平成17年度に実施し、就業状況や家庭内の家事分担についても調査項目とし、分析の結果、依然として性別役割分担意識が根強いという現状を把握した。 ・高石市事業所人権教育推進連絡協議会を通じて、国や大阪府等が発行する啓発冊子などを配布し、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活を両立できるよう、啓発に努めた。また、就職差別撤廃月間（6月）における街頭キャンペーンにおいて、啓発に努めた。 ・女性が結婚、出産、育児等で差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるように、「女性相談」及び「人権相談」では、個別のケースに応じて、必要な情報の提供に努めた。	・「高石市男女共同参画計画（平成19年3月策定）」に基づき、一人ひとりが性別にかかわらず自分らしさを尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会をめざして、就労の場における男女平等の促進や家庭生活における男女共同参画の促進など、関係機関と連携しながら、さまざまな施策の実施に努める。 ・高石市事業所人権教育推進連絡協議会加入事業所に対し、国や大阪府等が発行する職場での男女平等に関する啓発冊子などを配布し、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活を両立できるよう、引き続き啓発・周知に努める。また、就職差別撤廃月間（6月）における街頭キャンペーンにおいても、男女雇用機会均等に関する啓発に努める。 ・女性が結婚、出産、育児等で差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、「女性相談」及び「人権相談」を継続して実施し、個別のケースに応じて、関係機関と連携しつつ、必要な情報の提供に努める。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<企業に対する意識啓発> ・国や府と連携して、企業に対し、雇用における男女平等の確保、男女ともに利用できる育児休業制度の普及、事業所内部施設の整備促進、柔軟な勤務形態の導入等について、企業に取組みを求めています。また、労働情報機関紙（勤労者市民ニュース）を発行し、引き続き市内事業所の啓発に努めます。 ・育児など家族的責任をもつ男女労働者に対する雇用差別をなくすよう、企業内の意識啓発等の取組みを求めています。 <女性の就労支援> ・女性が結婚、出産、育児等で退職することなく就労を継続できるように、育児休業法や男女雇用機会均等法の周知に努め、差別されことなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるように、関係機関と連携しながら相談や情報提供等の支援を行います。 ・女性の再就職や転職などに関する相談や情報提供を行い、また、職業能力の訓練、ホームヘルパー等の専門技術及び資格の取得などについて、府の職業訓練校や職業安定所等と連携しながら支援を行います。 <学校における男女平等教育の推進> ・男女平等教育の推進について、引き続き実施していきます。	81	労働情報機関誌、「勤労市民ニュースたかいし」を発行し、雇用における男女平等や育児休業制度等情報提供を行い啓発に努めている。	今後も、「勤労市民ニュースたかいし」を通じ、啓発に努める。
	81	「勤労市民ニュースたかいし」を通じ、育児休業法や男女雇用機会均等法等の周知に努めています。また、母子家庭等の母親等の就労支援については、高石市就労支援センターを設置しており、専門のコーディネーターによる相談も行っており、就労に関する情報の提供を行っている。	今後も、「勤労市民ニュースたかいし」を通じ、啓発に努める。また、勤労支援センターにて就労支援を行う。
	81	各学校において教職員・児童を対象に、講演等を実施している。また、人権教育として各校推進している。	男女平等教育の推進は、引き続き継続的に実施していく。
(6) 子どもの安全の確保 ①子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進 <交通安全教育の推進> ・小学校の低学年児童に対する交通安全教室や小中学校の保健体育教科指導においての交通安全の指導を深めていくとともに、地域のボランティア等とも連携とも交通安全教育を推進していきます。 <チャイルドシートの正しい使用の徹底> ・チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を展開するとともに、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めていきます。	82	保健体育科での教科指導に加え、各長期休業前や春、秋の交通安全運動時に全校集会等において指導しています。	現在の取組みを充実させるとともに、地域や警察との連携を深めていきます。
	82	交通安全教室等の事業のなかで、チャイルドシートの正しい使用を啓発している。	今後も継続していく。
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 <地域での見守り活動の推進> ・青少年の非行防止と健全育成・安全確保のため、学校、家庭、住民が一体となって取組みを進めており、また、緊急に避難、保護していただける避難場所として、市内に約650か所の一般家庭や商店に「高石っこを守るおうち」として協力をいただいています。今後も地域での見守り活動を推進していきます。	82	各小学校区ごとに「子ども安全見守り隊」を立上げ、子どもの登下校時を中心に見守り活動を推進している。また、公用車3台に青色防犯灯を取り付け、市内パトロールを実施している。	今後も推進していく予定

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
③犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援 <相談・支援体制の充実> ・スクールカウンセラー（臨床心理士）やスクラム相談員、子どもと親の相談員など専門的なスタッフの確保と活用に努めます。 ・教育研究センターでの「ふれあい教室相談」「ホットライン高石」「スクールカウンセラーや大学教授による教育相談」などの充実をめめます。また、被害を受けた子どもの心のケアはもちろんのこと、被害を与えてしまった子どもに対しても学校、教育研究センター等で連携して教育相談を行い、心のケアに努めます。	82	記載の外部の専門的スタッフの活用は各校とも機能、整備できている。「ふれあい相談」では、保護者の相談だけではなく、児童の遊戯療法に当たり放課後2件を受け持っている。教育相談については、ケースに応じて学校に出向くなどの対応も行っている。校内適応指導教室的な活動も行っている。子どもの立ち直りを支援するための教員の研修をセンターだけでなく、学校でも実施している。	スクラム相談員が廃止になったが、これに代わる新しい人材派遣の活用等を工夫していき、従前同様の体制が行なえるようにする。相談・支援の体制をより充実させていく。教員の研修をより深く充実させていく。
<関係機関との連携> ・関係各課、学校、高石警察、堺少年サポートセンター、中央子ども家庭センター等との連携を図り犯罪、いじめ等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行います。	83	月毎に高石地区少年補導連絡会、堺サポートセンター、岸和田子ども家庭センターからも担当職員が出席され、本市の生徒指導上の諸問題に関する内容を協議している。場合によっては、当該校とのケース会議を開き、初期での対応に心がけている。	より一層の連携を図っていく。特に小中学校の連携によるケース会議を推進し、諸機関との連携がより児童生徒の非行防止など効果的になるよう努める。
（7）要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進 ①児童虐待防止対策等の充実 <子どもの安全確保の優先と迅速な対応> ・児童虐待は、猶予を許さない緊急対応が必要になるケースがあることから、子どもの安全確保を最優先課題とし、初期対応に手間取ることがないよう、児童相談所と密接に連携し、迅速かつ適切な対応を行います。	84	虐待（疑いを含む）通告を受けた際には、緊急受理会議（学校・保育所等の関係機関及び子ども家庭センター・市家庭児童相談）により選定された安全確認の方法により48時間以内に目視による安全確認を行う。安全確認の結果、子ども家庭センターによる判断に基づく保護等の措置を実施する。	緊急時の対応をマニュアル化し、夜間・休日の児童虐待通告に対する対応体制の確保が必要である。
<組織的な対応の促進> ・家庭児童相談員等による相談体制について、部課長による個別処遇協議や民生・児童委員、主任児童委員等関係機関との連携を強化するなど、充実を図ります。また、通告や発見があれば、直ちに児童虐待防止ネットワークの関係者で調査やアプローチの方法、期間連携と援助の方法等を協議して取組めます。なお、保護者への対応や関係機関との協議にあたっては、複数の職員で行うことを心がけ、一人の視点で判断する弱点をカバーすることに留意します。 ・援助活動や見守りの充実などによって、虐待防止や地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。また、総合保健センター、医療機関、保育所、学校等の関係機関の見守りを支援機能の充実を図るとともに、1機関の自己完結的な支援ではなく、互いの立場と機能を十分理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化します。	84	岸和田子ども家庭センター、保健所、警察署、消防署、医師会、弁護士、民生・児童委員協議会、保健・医療・福祉等の行政機関、教育委員会等の関係機関等で構成する児童虐待防止連絡会を設置し、連絡会、実務者会議を置いています。必要に応じて、随時に関係する機関によるケース検討会議を開催し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため学校、幼稚園、保育所等での児童の見守り、保健センターにおける健診等の母子の観察、民生・児童委員による地域での見守りを依頼するなど、関係機関や地域が連携を図っています。	21年3月より要保護児童対策地域協議会を設置し、さらに関係機関の連携を高め、虐待をはじめとする要保護児童の早期発見・保護に努める。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<児童虐待防止ネットワークの充実> ・児童虐待防止ネットワークの取組みをより重層的なものにするため、子ども家庭サポーター（子ども虐待防止アドバイザー）との連携や、大阪府において新たな構築が計画されているコミュニティソーシャルワーカーと連携について検討するなど、ネットワークの機能強化に努めます。	84	20年度中に児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会の設置に向けて、子ども家庭センターをはじめとする関係機関等と協議会の運営方法について検討を行い、3月の設置にむけて準備会議を実施した。	要保護児童対策地域協議会の運営について、関係機関の担当者間の連絡を密に取りながら、迅速な対応を可能にする。
<啓発活動の充実> ・虐待など問題となる要因の発生に対する予防の観点から、子どもの人権擁護に関する啓発活動に積極的に取組んでいきます。また、虐待防止などに対してどのような相談機能があるかなど、市民に対応策をわかりやすく示すことができるよう、広報の充実にも努めます。	84	11月の虐待防止月間に担当職員等のオレンジリボンの着用を実施。虐待防止啓発パンフレット・ポスターの市庁舎・学校・幼稚園・保育所・保健センターでの配布・貼付の実施。	要保護児童対策地域協議会による啓発活動 民生・児童委員、人権擁護委員等による啓発活動の支援等の実施
②母子家庭等の自立支援の促進 <ひとり親家庭の自立支援> ・ひとり親家庭のニーズをよく見極めながら、ひとり親家庭に対する経済的な支援策（貸付金、給付金）など、制度の一層の充実を図ります。 ・これらの制度に関して、広報等を通じて積極的な情報提供・周知を行っています。	85	高石市母子家庭自立支援給付金事業 ・母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭高等技能訓練促進給付金事業 大阪府の母子寡婦福祉資金などの貸付制度を紹介しています。 就労支援センターと連携し、就労支援相談	母子自立支援プログラム策定事業の検討 貸付制度は、大阪府の母子寡婦福祉資金（修学資金・就学支度資金）の申込受付の窓口となっているが、円滑に貸付制度の利用ができるよう支援に努めていきます。 今後も、広報等による情報提供に努めるとともに、母子寡婦福祉会の活動を引き続き支援し、制度の周知を図っていきます。
<サポート体制の充実> ・ひとり親家庭の悩みや相談の内容をよく見極め、安心して生活が営むことができるよう、母子相談の充実を図ります。また、父子家庭に対しても、子育てや日常生活等にかかる相談に答えるため相談体制の充実を図り、早期に適切な支援につなげていきます。 ・精神的な安らぎや自立した解決策を見出せるよう、ひとり親家庭相互の交流をすすめるため、支援策について検討します。 ・ひとり親家庭が相互に支えあう仕組みや母子寡婦福祉会への若年母子層の入会促進など、同じ立場にたつてふれあいや相談ができる体制の充実をサポートします。	85	母子自立支援員による相談業務等の充実 母子家庭等の自立を支援するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置しています。母子家庭の人や寡婦の人が暮らしの中で困っていることや悩んでいることの相談や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に応じています。また、児童を扶養している人には、経済的自立を支援し、児童の福祉増進を図るため母子福祉資金などの貸付制度を紹介しています。	今後の経済情勢や雇用環境より、就労関係や貸付関係の相談が増加が見込まれるが、引き続き、相談業務の充実を図っていきます。 また、離婚前相談で夫等の暴力の相談が目立っているため、女性相談書等関係機関との一層の連携を図っていきます。
③障害児施策の充実 <障害児教育の充実> ・現在公立の小学校に通学する障害のある子どもに対し、理学療法士を派遣するなど、教育機関における障害のある子どもの受け入れ体制の整備を推進していきます。今後も障害のある子どもが、それぞれの状況に応じて就学先を適切に選択できるよう、各学校における受け入れ態勢の充実を図ります。 ・障害のある子どもの就学についての悩みや不安の軽減を図るため、関係機関が連携して相談に応じる総合的な支援ネットワークについて検討していきます。	85	理学療法士の派遣は続けている。 支援教育がより整備され、コーディネーターを中心に校内委員会が活動に取り組んでいる。個別の教育支援計画を必要に応じて作成し、個に応じた指導計画を策定して支援に取り組む体制が充実しつつある。リーディングスタッフや臨床心理士による巡回相談を幼稚園・小学校で行っている。	今後も行なっていく予定 今後もより充実をめざして取り組んでいく。

行 動 計 画 の 項 目	頁	進 捗 状 況	今 後 の 目 標
<障害の早期療育> ・福祉、保健、医療等関係機関の連携により、相談機能を充実させるなど障害の早期対応を図ります。 ・相談から訓練、療育、保育、学校教育へと指導や情報提供が体系的に行われるシステムを確立し、障害の早期発見、早期療育につなげていきます。 ・療育体制の充実の一環として、現在、知的障害児通園施設「松の実園」で実施している母子通園事業「パンビグループ」の活用を引き続き推進するとともに、指導体制の充実などを図ります。 <支援施設の整備・充実> ・医療や教育等の多領域にわたる総合的な援助療育の充実を図るとともに、松の実園を障害の重度・重複・多様化の傾向に対応した相談や訓練、療育を行うことができる障害児療育の中心的施設として整備することを検討します。	85	発達障害児に対しては、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、市では、4か月、7か月、1歳6か月、3歳児全員に健診を、11か月、2歳児全員の保護者に育児相談を実施する中で軽度発達障害の早期発見に努めています。 その中で軽度発達障害の疑いがあると思われた場合、臨床心理士による発達障害相談や親子教室で継続して観察や支援を行いながら、発達障害児が早期から発達支援を受けることができるよう、その保護者に対し相談や助言を行い、発達障害者支援コーディネーターと連携し、医療機関や療育機関への紹介、通園施設等での支援へとつなげています。 軽度発達障害のある子どもの個別支援計画の作成については、発達障害を有する障害児者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援体制整備事業を実施しています。	個別の支援計画については、乳幼児等の就学前、就学中、卒業後とそれぞれの段階において、中心となる機関等を定めて、関係者の連携、協力体制の下、作成することとなるが、その計画が実効性のあるものとするためには、医療、保健、福祉、教育等の関係者が組織する連絡調整が必要であり、発達障害のある子どもの支援のため、今後も体制の整備に向け取り組んでいきます。
<地域社会における療育環境の充実> ・障害のある子どもが安心して暮らし、心身ともに伸びやかに育つことができる地域社会の構築を促進する必要があります。市民の障害に対する正しい知識と理解を得るため、セミナーや広報などを行います。 ・障害のある子どもの家庭に対してショートステイの充実を図るとともに、あおぞら児童会における障害のある子どもの受け入れ体制の拡充等について検討します。 ・身近なところでも障害のある子どもの心身の発達につながる活動に取組むため、障害のある子どもの地域での遊びと交流を促進するとともに、専門的知識をもってこうした取組みを担うことのできる人材の育成を支援します。	86	ショートステイの充実について日中一時支援事業として行っている障害児タイムケア事業の実施曜日について、平成20年4月1日からは、従来閉館していた月曜日についても開館し実施している。	
<障害児（者）の立場にたった自立支援> ・支援費や補装具等をより効果的に支援するために、プライバシーに十分に配慮しながら各担当課と連携して子どもの家庭環境や生育経過等の把握に努めます。 ・保護者に障害がある場合については、十分その家族の状況を考慮した上で、慎重かつ適切な対応を行います。 ・補装具の交付等 ・居宅生活支援費の支給 ・日常生活用具の交付等	86		